

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 指定管理者は、個人情報保護の重要性を認識し、本業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 指定管理者は、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。指定管理者としての指定期間が終了し、又は指定が解除された後においても、同様とする。

2 指定管理者は、本業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 指定管理者は、本業務を行うために保有する個人情報は、本業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 指定管理者は、本業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者は、本業務の責任者及び従事者を定め、書面により県に報告しなければならない。

3 指定管理者は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により県に報告しなければならない。

4 指定管理者は、従事者の管理体制及び実施体制並びに本業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により県に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 指定管理者は、県の指示又は承認があるときを除き、本業務に関して知り得た個人情報の内容を本業務の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 指定管理者は、本業務を処理するために県から提供された個人情報が記録された資料等を、県の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 指定管理者は、個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 指定管理者は、本業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を県に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、指定管理者は、再委託先に本協定に基づく一切の義務を遵守させるとともに、県に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 指定管理者は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、県の

求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

- 5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

第8 指定管理者は、本業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本協定に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 指定管理者は、県に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

第9 指定管理者は、本業務を処理するため県から提供を受けた個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに県に返還するものとする。ただし、県が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

- 2 指定管理者は、本業務を処理するため指定管理者自らが取得し、又は作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、県が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

第10 指定管理者は、本業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、指定管理者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

第11 県は、指定管理者が本業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

第12 県は、指定管理者が本業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、指定管理者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

第13 指定管理者は、本協定による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに県に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、県の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

第14 指定管理者は、その責めに帰すべき事由により、本業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより県又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により県又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

（契約の解除）

第15 県は、指定管理者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。